



# 広告景観推進協力員通信

編集発行：横須賀市  
都市部市街地整備景観課  
TEL 822-8127  
FAX 826-0420

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
日頃より、本市屋外広告物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
本市の美しい街並み景観と安全な歩行空間を守るため、引き続きご協力をお願いいたします。

## 市民公益活動ポイント制度の ポイント券交付団体となりました！

本年度から、市民公益活動ポイント制度が本格始動しました。  
ボランティア活動に参加すると、市民公益活動ポイント券がもらえ、もらったポイント券は、団体に寄付したり、横須賀市の公共施設で金券として利用することができます。

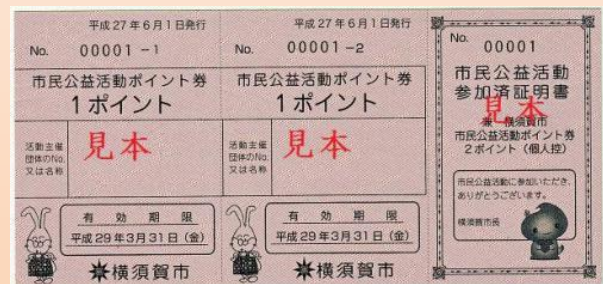
### ○ポイント券交付の対象となる活動

6月以降の景観美化パトロール、講習会、意見交換会、屋外広告の日キャンペーンです。1回の活動で100円相当のポイント券をお渡しします。

### ○ポイント券の利用方法

活動に参加して受け取ったポイント券は、1ポイントを50円として、以下の5つの方法で使うことができます。寄付受領団体の詳細、利用可能施設、利用条件等については同封のチラシをご覧ください。

- 市民公益活動団体等への寄付
- よこすか元気ファンドへの寄付
- 市立有料施設の使用料への充当
- 障害者作業所製品等の購入代金への充当
- 一部商業施設商品購入代金への充当



### ○ポイント券の利用期限

平成27年度に発行するポイント券の利用期限は平成29年3月31日です。  
期限後は使用できませんのでご注意ください。

## ■講習会開催のお知らせ

協力員委嘱の任期が平成28年3月までとなっている方で、再任を希望される方は、本年度4回開催する講習会のいずれかを受講してください。

第1回目は、6月26日(金)午後2時から405会議室で行います。

受講を希望される方は、事前に都市部市街地整備景観課 822-8127(直通)までご連絡ください。